

## 令和元年度日野町保育料徴収基準額表

階層区分	定義		日野町徴収基準額(月額)				軽減後保育料(月額)				
			3歳未満児		3歳以上児		3歳未満児(ひよこ・うさぎ・ぱんだ)				
							第1子		第2子		第3子以降
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
第1階層	生活保護世帯		0	0	0	0	0	0	0	0	
第2階層	市町村民税非課税世帯		6,240 (0)	6,240 (0)	0	0	4,160 (0)	4,160 (0)	0	0	
第3階層	所得割課税額48,600円未満	市町村民税所得割非課税世帯	14,010 (6,500)	13,740 (6,370)	0	0	9,340 (4,330)	9,160 (4,240)	4,670 (0)	4,580 (0)	
第4階層		所得割課税額48,600円未満	16,500 (7,750)	16,170 (7,580)	0	0	11,000 (5,160)	10,780 (5,050)	5,500 (0)	5,390 (0)	
第5階層	所得割課税額97,000円未満	所得割課税額57,700円未満	21,420 (9,000)	21,000 (9,000)	0	0	14,280 (6,000)	14,000 (6,000)	7,140 (0)	7,000 (0)	
第6階層		所得割課税額77,101円未満	23,130 (9,000)	22,680 (9,000)	0	0	15,420 (6,000)	15,120 (6,000)	7,710 (0)	7,560 (0)	
第7階層		所得割課税額97,000円未満	25,500	24,990	0	0	17,000	16,660	8,500	8,330	
第8階層	所得割課税額169,000円未満	所得割課税額146,000円未満	32,850	32,220	0	0	21,900	21,480	10,950	10,740	
第9階層		所得割課税額169,000円未満	37,980	37,230	0	0	25,320	24,820	12,660	12,410	
第10階層	所得割課税額301,000円未満	所得割課税額235,000円未満	43,800	42,930	0	0	29,200	28,620	14,600	14,310	
第11階層		所得割課税額301,000円未満	47,490	46,560	0	0	31,660	31,040	15,830	15,520	
第12階層	所得割課税額397,000円未満		52,440	51,420	0	0	34,960	34,280	17,480	17,140	
第13階層	所得割課税額397,000円以上		56,100	54,990	0	0	37,400	36,660	18,700	18,300	

- ★第1子の保育料については、町徴収基準額の2/3の額です。
- ★第2子の保育料については、町徴収基準額の1/3の額です。
- ★第3子以降の保育料については、全て無料です。(給食費相当分も徴収しません。)
- ★( )の額については、ひとり親世帯等の保育料額です。

- ☆第1子と第2子が同時入所の場合、第2子の保育料は半額にします。
- ☆第2階層以下の世帯の第2子は保育料を無料とします。
- ☆第5階層以下の世帯から第1子と第2子が同時に入所した場合は、第2子の保育料を無料とします。